

（１）多摩病院中間評価の見直しについて

令和 6 年 1 1 月 5 日に、本市立病院運営委員会にて御意見をいただいた「市立多摩病院における指定管理者制度活用事業中間評価」について、令和 7 年 1 月 2 3 日の川崎市議会健康福祉委員会において、次のような意見が出されています。

【川崎市議会健康福祉委員会における議員発言趣旨】

- ・ 1 8 年間の運営の中間評価が 8 ページというのは、いかがなものか。
- ・ コンプライアンス、内部統制、コーポレートガバナンスといった視点での議論がなされていない。
聖マリアンナ医科大学は、過去に精神保健指定医不正申請により行政処分を受けているが、そういった経緯を踏まえ、中間評価を行うべきところ触れられていない。
- ・ 外部委員の先生方に、議会からこういう意見が出ていることを、しっかり伝えていただきたい。

⇒指定管理者に対する市のモニタリングが機能するよう見直した上で、「市立多摩病院における指定管理者制度活用事業中間評価」を再度実施し、本年夏頃に公表することとして、現在作業を行っています。

1 市立多摩病院関連の課題について

(2) 議会で取り上げられている市立多摩病院関連事案について

ア 聖マリアンナ医科大学 精神保健指定医指定取消処分

●聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医の申請症例で不正が発覚し、平成27年4月と6月に、厚生労働省は、同大学在籍時に症例を申請した23名の指定医（申請医11名、指導医12名、うち1名は多摩病院に勤務）の取消処分、同年10月に医業停止処分（申請医1か月、指導医2か月）を決めました。

イ 滅菌技師の死亡事故について

●令和7年1月29日、多摩病院に勤務する職員（滅菌技師）1名が洗浄室にある洗浄・滅菌装置に挟まれ、死亡する事故が発生しました。

ウ 透析薬の誤投与による死亡事故について

●平成29年1月、当時多摩病院に勤務していた臨床工学技士が、70代の患者に対し、別の患者に使うために準備した人工透析用の薬を使用した結果、当該患者が死亡する事故が発生し、令和7年2月になって、当該技士が書類送検されたことが明らかになりました。

●当時、多摩病院は当該事故を医療法に定められた医療事故調査・支援センターへ報告していなかったこと等が判明し、令和7年3月13日、健康福祉局の立入検査を受けました。

⇒現在再度実施している「市立多摩病院における指定管理者制度活用事業中間評価」の中で、これらの事案も検証します。

加えて、

- ・指定管理者選定時に、市の助役が聖マリアンナ医科大学の理事に就任していたこと
- ・平成6年～平成12年にかけて聖マリアンナ医科大学で麻酔科医3名が薬物中毒死した事案や、同大学東横病院における抗がん剤を誤投与した事案があったこと

など、指定管理者の選定経過、選定当時の事案についても、令和7年予算審査特別委員会では取り上げられました。